

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高松市生活応援給付金支給事業	①物価高騰が続く中で食料品の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、広くいきわたる隙間のない支援として、5千円を給付することで、市民の経済的負担を軽減する。 ②令和8年度に実施する給付事業に係る給付費及び事務費 ③給付費355,000人×5千円 事務費319,405千円 事務費の内容【人件費・消耗品費・役務費(郵送料等)・委託料として支出] ④給付対象世帯数210,000世帯(物価高対応子育て応援手当(2万円)の対象児童を除く高松市民)	R8.4	R8.12
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護人材確保対策事業(物価高騰対策)	①人件費の高騰等の影響のため人材確保が厳しい介護業界に対して、事業者が負担する研修の受講料の一部補助や職場環境の改善を目的とした支援を行うことにより、介護人材の確保・定着を図るもの。 ②介護職員初任者研修及び介護支援専門員研修受講支援(補助金) カスタマーハラスメント防止啓発(委託料) ICT化による業務効率化支援(委託料) ③介護職員初任者研修受講支援補助金:想定人数50人 補助率1/2 総額2,000千円 介護支援専門員研修受講支援補助金:想定人数226人 補助率1/2 総額4,420千円 カスタマーハラスメント防止啓発及びICT化による業務効率化支援(委託料):4,736千円 ④市内に介護サービス事業所・施設を有する介護サービス事業者	R8.4	R9.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	高松ブランド農産物育成支援事業(物価高騰対策)	①厳しい経営環境に置かれている市内の農畜水産業従事者を支援するため、農畜水産物の消費喚起を図るとともに、本市の農畜水産業の活性化に資することを目的とする。 ②ア 高松ブランド農産物育成支援事業費 イ 学校給食における高松産ごじまん品等の提供(補助金) ③ア 地元農産物のPRに要する費用5,000千円×1/2 イ 高松市内の小学校の児童及び高松市立中学校の生徒約35,000人分 6,570千円 ④高松市農産物ごじまん品推進協議会	R8.4	R9.3
4	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	高松市中小企業等賃金引上げ奨励金事業	①物価高が続く中で、従業員の持続的な賃金の引上げに向けて、賃金の引上げを実施する中小企業等に奨励金を支給する。 ②賃上げ奨励金、委託料、事務費及び会計年度任用職員の人件費 ③給付費 250,000千円 ・賃金引上げ率【正規】2.5%以上:2,275人【非正規】5%以上:1,225人 50千円×3,500人(175,000千円) ・賃金引上げ率【正規】1.5%以上:1,625人【非正規】3%以上:875人 30千円×2,500人(75,000千円) 事務費 622千円 委託料 18,590千円 会計年度任用職員人件費 3,617千円 ④対象者 市内に本社又は本店若しくは事務所(個人の場合にあたっては事業所及び住所)を有する中小企業、市内に主たる事業所を有するその他の法人	R8.4	R9.3
5	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通対策タクシー配車アプリ導入支援事業	①タクシー配車アプリの導入促進により、エリア内で最適な車両を効率的に手配するなど、配車の最適化や生産性の向上を図るとともに、複数のタクシー車両から一番近いタクシー車両が配車されるなど利用者の利便性向上が図られることにより、市民、旅行者等が快適に利用することのできる交通環境のさらなる充実に資するもの。 ②タクシー配車アプリの導入及び利用促進を実施する事業 ③配車アプリ導入支援@53,000円×50台=2,650千円 車両ラッピング@11,050円×100台=1,105千円 配車アプリ広告宣伝費3,534,000円×1/2=1,767千円 配車アプリ利用クーポン@232,500円×8カ月=1,860千円 ④市内に営業所を設置しているタクシー事業者	R8.5	R9.2
6	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	令和8年度高松市公共交通運行特別支援事業	①市民等の移動手段を維持確保することを目的に、燃料等の物価の高騰による運行経費の増加、運転手の不足、改善基準告示等の改正による運転手の労働時間の上限規制等により厳しい経営環境にある交通事業者の状況に鑑み、このような状況において運転手確保対策として県外からの転入者を雇用する路線バス等運行事業者に対して支援を行う。 ②運転手確保対策補助金 ③500千円×10人 ④市内を運行する路線バス等の運行事業者	R8.5	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策市立高等学校入学準備支援事業	①物価高騰に伴う子育て世帯支援として、市立高等学校へ入学する際に発生する、教育用端末の購入に要する費用の一部を助成するもの。 ②端末購入者一人当たり30千円 ③新規購入予定者270人×30千円=8,100千円 ④対象の生徒を有する子育て世帯	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費保護者負担軽減支援(令和8年度無償化)事業	①物価高が続く中、市立小学校の給食費について、給食費負担軽減交付金による国/県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して公費負担するとともに、香川大学教育学部附属高松小学校の給食食材費についても、市立小学校と同額の支援を実施することにより、小学生の保護者の経済的な負担を軽減する。また、香川大学教育学部附属高松小学校において食物アレルギー等の理由で代替弁当を持参する児童や不登校児童に係る学校給食食材費相当額を給付することで、学校給食費の負担軽減を受ける保護者との権衡を図る。 ②ア 学校給食用食材費(1年分) イ 「学校給食費の抜本的負担軽減」における非喫食者補助の支援基準額相当額 ③ア 市立小中学年 年額6,720円×6,836人+市立小高学年 年額13,300円×7,214人+附属高松小低学年@298円×41,360食+附属高松小中学年@340円×41,360食+附属高松小高学年@375円×41,360食 イ 附属高松小低学年 年額56,024円×1名+附属高松小中・高学年 年額57,200円×2名 ※教職員分は対象としない ④ア 学校給食会、イ 保護者	R8.4	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費保護者負担軽減支援(1学期無償化)事業	①物価高が続く中、1学期の学校給食費を無償化することで、中学生の保護者の経済的な負担を軽減するとともに、食物アレルギー等の理由で代替弁当を持参する生徒に係る給食食材費相当額を給付することで、学校給食費の負担軽減を受ける保護者との権衡を図りながら、中学生の保護者の経済的な負担を軽減する。 ②ア 学校給食用食材費(1学期分) イ 学校給食用食材費相当額 ③ア 中学校@404円×622,440食=251,465,760円 イ 1学期無償化対応分 @304円×3,720食=1,130,880円 ウ 第3子以降無償化対応分(市負担分) @404円×1,728食=698,112円の2分の1=349,112円 ※教職員分は対象としない ④ア 学校給食会、イ・ウ 保護者	R8.4	R9.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費保護者負担軽減支援事業	①物価高が続く中、値上げを余儀なくされた学校給食費の支援を行うことで、中学生の保護者の経済的な負担を軽減する。 ②学校給食用食材費(物価高騰分) ③中学校@100円×1,215,549食=121,554,900円 ※教職員分は対象としない ④学校給食会	R8.4	R9.3
11	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	令和8年度高松市公共交通運行特別支援事業(令和8年度補正分))	①市民等の移動手段を維持確保することを目的に、燃料等の物価の高騰による運行経費の増加、運転手の不足、改善基準告示等の改正による運転手の労働時間の上限規制等により厳しい経営環境にある交通事業者の状況に鑑み、当該交通事業者に対しその経営について支援を行うための補助金 ②路線バス等の運行事業及びタクシー事業を継続するための経費 ③路線バス等の運行事業者:22,500千円(路線バス1系統当たり450千円×45系統、コミュニティバス等1路線当たり450千円×5路線) タクシー事業者:90,000千円(法人タクシー1台当たり100千円×860台、個人タクシー1台当たり50千円×80台) ④市内を運行する路線バス等の運行事業者及び市内に営業所を有するタクシー事業者	R8.8	R9.3